

掲示期間 3.18-3.27

新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第16号

新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「，義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。